

議案第 49 号

宮川福祉施設組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、宮川福祉施設組合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

宮川福祉施設組合規約の一部を変更する規約

宮川福祉施設組合規約（昭和 39 年 10 月 21 日三重県指令松連第 1012 号）の一部を次のように変更する。

第 13 条中「次の割合」を「均等割 1 割及び利用者割 9 割の比率」に、「この場合、人口割及び老人割（65 歳以上の人口とする。）は最近の 9 月末日現在の住民基本台帳人口を基準とする。ただし、松阪市については、旧飯南町及び旧飯高町の区域の人口とし、松阪市、多気町及び大台町の均等割については 7 分の 2 の負担とする。」を「この場合において、利用者割の各市町が負担すべき割合にあつては、過去 10 年間の平均利用者数をもって算出する。」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。